

東大阪市 議会だより



No. 167

議会だより編集委員会 東大阪市荒本北1丁目1番1号

平成23年2月1日発行 電話06(4309)3294 FAX06(4309)3868 <http://www.city.higashiosaka.osaka.jp/gikai/>



浜 正幸副議長

新副議長に
浜 正幸議員



横山純児議長

新議長に
横山純児議員

第3回定例会

－ 9月29日～12月22日－

「議会の審議権」を奪う専決処分を議会は反対多数で不承認

専決処分の議会への報告が遅れ議案審議が混乱

第三回定例会において、野田市長は議会の会期中にもかわらず、委員会審査中の議案を専決処分しました。

「一般会計補正予算（第六回）」は、所管の民生保健委員会に付託され審査が行われていましたが、市の答弁調整のため審査がとまっております。正副委員長への調整には市長が自らあたるとの発言をしていた中での

専決処分でした。

野田市長は「議会の審議権」を奪う専決処分を十月二十日に行いました。

専決処分を命じ、期限までに終わらない場合には本会議に同議案を差し戻して採決を行うという方法も示唆していました。

あり、十分な議案審査の時間があるにもかかわらず、市長は「議会の審議権」を奪う専決処分を十月二十日に行いました。

法律上、市長が専決処分を行った場合、市長には議会に対して速やかに報告を行う責務がありますが、十一月十八日まで正式な報

告がありませんでした。

市長の専決処分により議案が一方的に変更され、市が報告の手続きを長期間怠っていたことから、結果として第三回定例会で予定していた本会議の代表・個人質問を行うことができなくなり、大きな混乱を招きました。

（専決処分を議会に報告する議案二件は、反対多数で不承認となりました。）

決算認定議案は全会一致で 審議未了 三年度連続!

本定例会に提案された二十一年度一般会計等の計十五件の決算認定議案については十月八日の文教委員会をはじめ各常任委員会、市長が市政運営方針に掲げている事務事業の検証資料を議会が求めたところ、副

間をいただきたい」との答弁があり、決算審査にはその資料の提出が欠かせないことから審査を終了するところができませんでした。

料の提出はできない。決算審査については議会が判断をいただきたい」との最終的な回答がありました。

が示されない中でこれ以上審査を行うことはできないとの判断から、議会運営委員会において審議不能の決定をし、同日の本会議でも全会一致で同様の議決がされ、結果として、決算審査は三年度分連続で審議未了となりました。

議長選挙、副議長選挙が行われました（二面に正副議長あいさつを掲載）